

環境にやさしい建物の普及を目指して

建築物の環境配慮制度 マニュアル

令和3年4月改訂

大阪府

まえがき

大阪府では、平成 18 年 4 月 1 日から大阪府温暖化の防止等に関する条例(以下「条例」といいます。)を施行し、一定規模以上の建築物(特定建築物)を新築等しようとする際に環境配慮事項について自己評価を行う、「建築物環境計画書」(以下「計画書」といいます。)の届出を義務付ける「建築物環境配慮制度」(以下「制度」といいます。)を開始しました。

平成 29 年 4 月 1 日からは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」といいます。)により、一定の非住宅建築物の新築・増改築時における一次エネルギー消費量の基準への適合が義務化されることとなりました。

さらなる取組みとして、平成 29 年 3 月に条例改正を行い、平成 30 年 4 月 1 日から、非住宅部分の延べ面積が 2,000 m²以上の新築等において外皮基準への適合を義務化し、住宅部分の延べ面積が 10,000 m²以上かつ高さが 60m 超の新築等において外皮、一次エネルギー消費量の双方の基準への適合を義務化しました。

また、平成 30 年 4 月 1 日以降に届出される特定建築物について、環境性能に関する情報を広く府民に知ってもらうことを目的として、建築物環境性能表示ラベルを工事の現場の見やすい場所に表示することを義務化し、建築物環境性能表示ラベルのデザインの見直しを行いました。

本マニュアルでは、制度の趣旨やしくみに関する一般的な事項、大阪府の重点評価、建築物環境性能表示制度について、解説をしております。

なお、再生可能エネルギー利用設備の導入検討資料の作成及び建築物環境計画書等の作成、手続きに関することについては、(別冊)再生可能エネルギー利用設備の導入検討の手引き手引き及び建築物環境計画書等届出マニュアルも併せてご活用ください。

目 次

1 建築物の環境配慮制度の基本的考え方	3
2 建築物の環境配慮制度の概要	4
3 建築物環境配慮指針	7
4 大阪府建築物環境配慮評価システム	9
5 大阪府の重点評価について	11
6 建築物環境性能表示制度について	24
7 建築物の環境配慮技術手引き	28

建築物の環境配慮制度

1. 建築物の環境配慮制度の基本的考え方

大阪府域では、地球温暖化とヒートアイランド現象によりこの100年間に気温は約2.1℃上昇、また真夏日や熱帯夜の日数も他の大都市と比べて多く、このままでは「住みやすさ」「働きやすさ」「訪れやすさ」などの面で、都市環境としての質の悪化を招きかねません。

そのため、大阪府では温暖化を緩和し、快適で住みやすいまちづくりを進めることを目的として、地球温暖化・ヒートアイランド対策の制度化について大阪府環境審議会に諮問を行い、答申に基づいて、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を平成18年4月から施行しています。この条例では、建築主の環境配慮義務や一定規模以上の建築物の新築・増改築の際の環境配慮評価・届出義務など「建築物の環境配慮制度」について規定し、建築物の環境配慮に対する取組みの促進を図っています。

平成24年7月1日からは、これらの制度のさらなる拡充を図るため条例を改正し、届出対象建築物の範囲を広げて延べ面積2,000㎡以上の建築物を新築する際等とし、その建築物の広告を行う際には、広告に「建築物環境性能表示」を表示することを義務付けました。

また、平成27年4月1日からは、省エネや地球温暖化対策に向けた環境配慮の取組みを推進するため条例を改正し、届出対象建築物に対し太陽光発電などの再生可能エネルギー利用設備の導入検討義務や非住宅部分の延べ面積が10,000㎡以上の場合における省エネ基準への適合義務を制度に追加しました。

さらに、平成29年4月1日からは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」といいます。)に基づき、延べ面積が2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築時ににおける一次エネルギー消費量の基準への適合が義務化されることとなりました。

大阪府においては、平成29年3月に条例改正を行い、平成30年4月1日施行で、非住宅部分の延べ面積が2,000㎡以上の場合において外皮基準への適合や住宅部分が10,000㎡以上かつ高さが60m超の場合において外皮、一次エネルギー消費量の双方の基準への適合を義務化しました。

また、平成30年4月1日以降に届出される特定建築物について、環境性能に関する情報を広く府民に知ってもらうことを目的とし、建築物環境性能表示ラベルを工事現場の見やすい場所に表示することを義務化しました。

建築物は、太陽熱の蓄積による建物・敷地の高温化などがヒートアイランド現象の原因となっていたり、建物内の設備機器によるエネルギー消費が地球温暖化の要因となっているほか、自然の減少や資源の消費など、さまざまな環境分野に影響を与えています。しかし、建築物は、良好な居住環境の提供や都市の緑の確保、景観の形成など、それ自体が環境の構成要素としての役割も担っています。

そのため、建築物の環境配慮制度においては、建築物の新築や増改築の際に、環境への負荷の低減はもとより、建築物自体が持つ環境の質の向上も含め、建築主による総合的な環境配慮の取組みを促進することとします。

建築物の環境配慮の届出概要について、ホームページ等で公表、また、工事現場や販売・賃貸などの広告の際に環境配慮の概要(表示ラベル)を示すことにより、建築物の環境配慮に対する府民や建物利用者の意識やニーズを高め、環境に配慮した建築物を広く普及させることを目指します。

4 建築物の環境配慮制度マニュアル

建築物の環境配慮制度

2. 建築物の環境配慮制度の概要

(1) 建築物環境配慮指針

知事は、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針（「建築物環境配慮指針」といいます。）を定めます。

(2) 建築主の環境配慮義務

建築物の新築や増改築をしようとする方は、建築物の大小に関わらず、建築物環境配慮指針に基づいて、建築物の環境配慮のための措置を講ずるよう努めなければなりません。

(3) 建築物環境計画書等の届出

大阪府では、平成18年4月1日から大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「条例」といいます。）を施行し、一定規模以上の建築物（特定建築物）を新築等しようとする際に環境配慮事項について自己評価を行う、建築物環境計画書の届出を義務付ける建築物環境配慮制度を開始しました。届出関係については、（別冊）建築物環境計画書等届出マニュアルを参照してください。

- ①延べ面積（増改築の場合は増改築部分）が 2,000 平方メートル以上の建築物（特定建築物）を新築又は増改築する場合に建築物環境計画書の届出が必要です。なお、建築物の設計変更等により、既に届出をした建築物環境計画書の内容に変更が生じる場合は、建築物環境計画変更届出書の届出が必要となります。
- ②工事が完了した場合は、建築物工事完了届出書の届出が必要です。
- ③延べ面積2,000平方メートル以上で、当該建築物の販売等広告を行う際には、広告にラベルの表示を義務付けました。
- ④工事を取りやめた場合は、建築物工事取りやめ届出書によって、工事取りやめの日以後速やかに、届出を行わなければなりません。

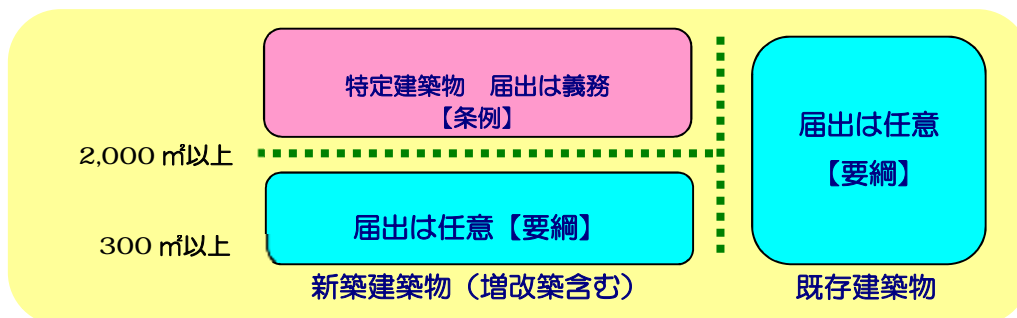
【届出様式及び届出期限】

届出様式	届出期限
建築物環境計画書（様式第6号）	工事着手の21日前までに
建築物環境計画変更届出書（様式第7号）	変更工事着手の15日前までに（評価結果（BEE値）の変更等） 変更をした日から30日以内に（特定建築主の氏名の変更等）
建築物工事とりやめ届出書（様式第8号）	工事取りやめの日以後すみやかに
建築物工事完了届出書（様式第9号）	工事完了日から15日以内に
建築物環境性能表示届出書（様式第10号）	広告の表示日から15日以内に
建築物環境性能表示変更届出書（様式第11号）	広告の表示日から15日以内に

※上記の届出関係については、（別冊）建築物環境計画書等届出マニュアルを参照してください。

※届出様式は、大阪府のホームページからダウンロードをお願いします。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index.html/casbee01.html

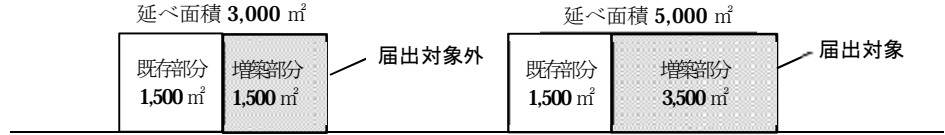


※延べ面積が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満の建築物の新築、増改築及び延べ面積 300 平方メートル以上の既存建築物については、建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱に基づき届出が出来ます。

■届出対象となる建築物の取扱い

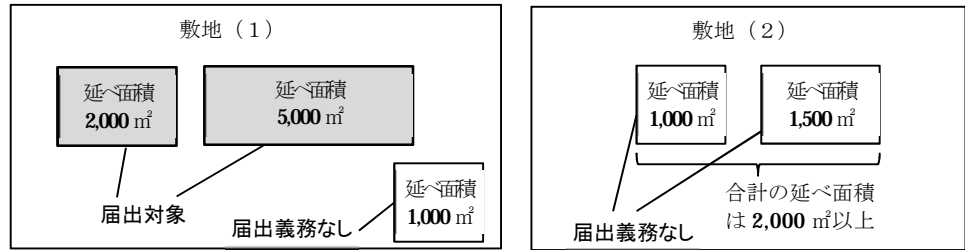
①増改築建築物について

増改築部分の延べ面積が2,000平方メートル以上の場合、既存建築物の規模に関係なく、増改築部分に係る建築物環境計画書の提出が必要です。



②同一敷地内に複数棟ある場合について

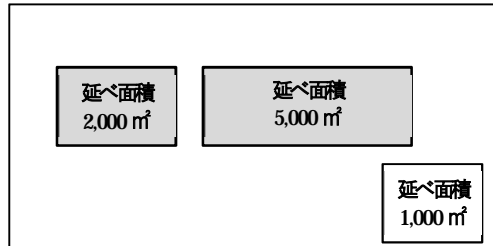
届出対象に該当するかどうかの判断は、棟ごとの規模により判断します。なお、建築物環境計画書は届出対象となる棟ごとに作成し、提出してください。



※敷地(1)の場合、届出対象が2棟あるため、届出書については、別々に作成して頂き、提出してください。

③同一敷地内に複数の建築物を計画する場合

「Q3室外環境（敷地内）」「LR3敷地外環境」の評価項目については、敷地全体での評価を行うこととし、各評価には同じ評価結果を記入してください。



■適用除外となる建築物の取り扱い

以下の建築物については、大阪府温暖化の防止等に関する条例の第3章「建築物の環境配慮」の適用を受けず、建築物環境計画書の届出等も必要ありません。

①法令、大阪府文化財保護条例(昭和四十四年大阪府条例第五号)又は市町村の文化財保護に関する条例その他の規程の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられている建築物であって規則で定めるもの

②仮設の建築物であって規則で定めるもの

6 建築物の環境配慮制度マニュアル

建築物の環境配慮制度

(4) 届出の概要の公表

届出の概要は、大阪府のホームページなどにより公表することとしています。

(5) 指導及び助言

知事が特定建築主に対して、建築物環境計画書の内容について、指導又は助言を行うことがあります。

例) 期日内に建築物環境計画書等の届出が行なわれていない場合、外皮基準及び一次エネルギー消費量が不適合となった場合など

(6) 報告の徴収

知事が、特定建築主に対して、建築物の環境配慮措置の実施状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることがあります。

例) 期日内に建築物環境計画書等の届出が行なわれていない場合、外皮基準及び一次エネルギー消費量が不適合となった場合など

(7) 勧告、公表

届出をすべき者が届出を行なわなかったり、虚偽の届出をしたときは、又は、表示をすべき者が、表示をせず、虚偽の表示をし、若しくは建築物環境性能表示基準に適合しない表示をしたときは、知事がその者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することがあります。

また、勧告に従わない場合は、その者の住所や氏名などを公表することがあります。

例) 期日内に建築物環境計画書等の届出が行なわれていない場合、外皮基準及び一次エネルギー消費量が不適合となった場合など

(8) 広告表示(広告用ラベルの場合)

特定建築主等は、特定建築物の全部若しくは一部の販売又は賃貸を目的とした広告をする場合、建築物環境性能表示を当該広告に表示しなければなりません。また、広告を行った際は、届出が必要です。

(9) 現場表示(現場用ラベルの場合)

特定建築主等は、工事の現場の見やすい場所に、建築物環境性能表示を表示しなければなりません。なお、届出については、不要です。

(10) 顕彰

知事は、建築物の環境配慮に関して、特に優れた取り組みをした方に対し、顕彰を行います。

「おおさか環境にやさしい建築賞」の表彰式・表彰作品集

大阪府と大阪市では、建築主等の環境に対する自主的な取組みを促進し、良好な都市環境の確保と環境にやさしい建築・まちづくりに対する意識の高揚を図るため、特に環境配慮に優れた建築物の建築主及び設計者を表彰しています。また、表彰作品集を作成しています。詳しくは、大阪府ホームページ「おおさか環境にやさしい建築賞」のページをご覧ください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index.html/setubi_osb_osb_estab.html



大阪府知事賞(令和2年度・令和元年度)を受賞した建築物

3. 建築物環境配慮指針

条例では、知事が、建築物の環境配慮を適切に実施するための指針（建築物環境配慮指針）を定めるものとしています。建築主は、建築物環境配慮指針に基づいて、建築物の環境配慮に努めなければなりません。建築物環境配慮指針の全文は、次のとおりです。

建築物環境配慮指針

制 定 平成 18 年 3 月 1 日
一部改正 平成 28 年 3 月 9 日
(改正施行 平成 28 年 4 月 1 日)

1. 背景

建築物は、建物や敷地における太陽熱の蓄積などがヒートアイランド現象に大きな影響を与えており、また、設備機器のエネルギー消費などが地球温暖化の要因となっています。その他にも、建設時における資源の消費や、解体時の廃棄物の発生、開発による自然環境の減少など、様々な形で環境に影響を与えています。

一方で、建築物は、安全で豊かな生活を営むための社会資本として良好な居住環境を提供することはもとより、都市の一部として緑地やまちなみを形成するなど、それ自体が環境の構成要素としての役割も担っています。また、有効な資源として長寿命化を図る必要もあります。

このため、建築物については、地球温暖化やヒートアイランド現象をはじめとした様々な環境負荷を低減させるだけでなく、居住環境や緑地の形成など建築物自体の環境の質を向上させる取組みを含め、幅広い分野での環境配慮を総合的に推進していく必要があります。

大阪府では、建築物の環境配慮制度を定めた「大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成 17 年 10 月 28 日、大阪府条例第 100 号)」(以下「条例」といいます。)を制定し、平成 18 年 4 月から施行することとしました。

2. 建築物環境配慮指針の位置付け

条例第 15 条第 1 項の規定により、知事が、建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針（建築物環境配慮指針）を定めるものとしています。

建築主は、建築物の新築や増改築をしようとする場合は、建築物環境配慮指針に基づいて、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。

3. 建築物の環境配慮を行う事項

建築物の環境配慮を行う事項は以下のものです。

建築物の環境配慮を行う事項		配慮する内容
1. エネルギーの使用の抑制に関する事項	建物の熱負荷抑制	外壁の方位や室の配置計画、外壁や窓などの断熱性の向上、日射熱負荷の低減などによる建築物の熱損失の防止。
	自然エネルギーの利用	自然採光や自然換気・通気の活用や、太陽光発電システムや河川水利用ヒートポンプの採用などによる自然エネルギーの有効利用。
	設備システムの効率化	空調や換気、照明、給湯、昇降機などの設備機器について、エネルギー効率の高いシステムを採用することなどによる省エネルギー化。
	エネルギーの効率的な運用	エネルギー消費量の計測や、エネルギー管理の体制の整備などによる、設備機器の効率的な運用。
2 資源及び資材の適正な利用に関する事項	水資源の保護	節水型機器の採用や、雨水利用・雑排水再利用システムの導入などによる水資源の保護。
	低環境負荷材の利用	リサイクル材料その他の資源循環に配慮した建築資材や、健康被害や環境影響の少ない資材の利用などによる、資源・資材の利用の適正化。

8 建築物の環境配慮制度マニュアル

建築物の環境配慮制度

3. 敷地外の環境への負荷の低減に関する事項	大気汚染の防止	ボイラーやタービン、エンジンなど燃料の燃焼させる機器について、設備や燃料の対策などによる大気汚染の抑制。
	騒音・振動・悪臭の防止	空調施設や換気機器が発生する騒音・振動や、廃棄物の保管・集積に伴う悪臭について、対策設備や発生源の配置などによる、騒音・振動・悪臭の防止。
	風害、日照阻害の抑制	風向・風速の調査や、風害の発生予測、風害を抑制するための対策、隣地への日影についての対策などによる風害、日照阻害の抑制。
	光害の抑制	屋外照明器具や屋内照明の漏れ光や、広告物等の照明、屋間の太陽光反射の対策などによる光害の抑制。
	ヒートアイランド現象の抑制	建物の配置による風通しの確保や、太陽熱の蓄積の防止、人工排熱量の低減の取り組みなどによる敷地外への熱的負荷の低減。
	地域インフラへの負荷抑制	雨水の地面浸透対策や、汚水の高度浄化、ごみの分別回収や減容化・減量化するための施設の導入などによる地域インフラへの負荷の低減。
4. 室内環境の向上に関する事項	音環境の向上	暗騒音レベルの低減や、遮音性能、吸音率の向上などによる騒音の低減。
	温熱環境の向上	室温や湿度の適切な設定や、断熱性能の向上、室内の温度差や気流速度が少なくなるような空調制御の導入などによる快適な温熱環境の確保。
	光・視環境の向上	効果的な昼光利用や、庇やブラインドによるグレア対策、適切な照度の確保、きめ細かな照明制御などによる光・視環境の向上。
	空気質環境の向上	有害化学物質の少ない建材の利用や、適切な換気、喫煙の制御などによる室内空気汚染の低減。
	室内空間の機能性、快適性の向上	広さの確保や、バリアフリーへの対応、インテリア計画などによる室内空間の機能性、快適性の向上。
5. 建築物の長期間の使用の促進に関する事項	耐久性・信頼性の確保	耐震性や免震性能の確保や、耐用年数の高い部品・部材の採用、災害時や緊急時に対応できる設備機器の計画などによる耐久性・信頼性の確保。
	用途変更や設備更新への対応性の確保	室内の空間形状や荷重のゆとり、設備の更新を考慮した建物設計などによる、用途変更や設備更新への対応性の確保。
6. 周辺地域の環境の保全に関する事項	生物環境の保全と創出への配慮	既存の地形、緑地、水辺等の保存や、生態系の保全に資する緑化の推進などによる生物環境の保全と創出。
	まちなみ・景観への配慮	周辺環境に応じた建物の高さや形状、配置の工夫や、公開空地、外構等の確保などによるまちなみ・景観への配慮
	地域性・アメニティへの配慮	建築物と地域の風土、歴史、文化との融合や、周辺住民との交流拠点の整備などによる地域社会への配慮

4. 建築物の環境配慮措置の評価

建築主は、建築物の新築や増改築をしようとする場合、その建築物における環境配慮のために講じようとする措置を評価することとします。

大阪府では、建築物の環境配慮の取組みを評価する手法(以下「大阪府建築物環境配慮評価システム」といいます。)を構築しました。これは、地球温暖化やヒートアイランド対策として、省エネルギー対策・緑化・建築物表面及び敷地の高温化抑制という3つの項目を重点的に評価する「大阪府の重点評価」と、国土交通省の支援の下に一般財団法人建築環境・省エネルギー機構(IBEK)が開発した建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)から成り立っています。

評価は、原則として、大阪府建築物環境配慮評価システムによって実施しますが、市町村が、地域の特性や施策の重要性などを踏まえ、府と協議の上、独自の評価手法を定める場合には、当該市町村内の建築物は、市町村の評価手法により評価を行うものとします。

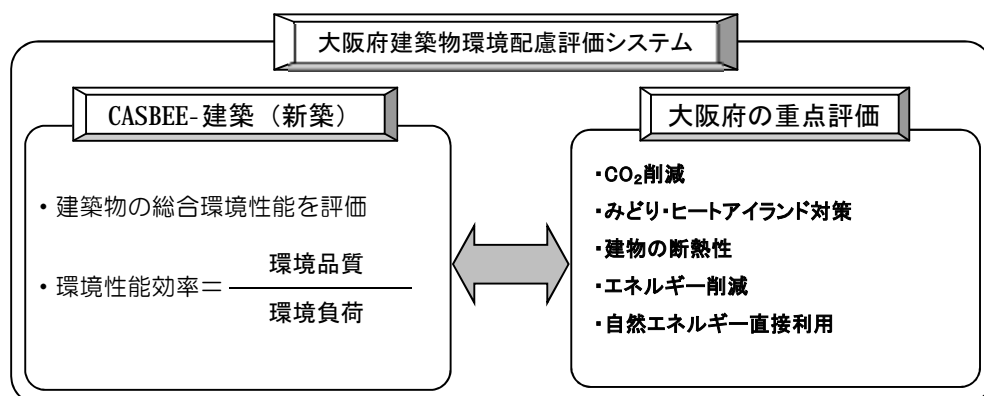
4. 大阪府建築物環境配慮評価システム

建築主は、建築物の新築や増改築をしようとする場合、建築物環境配慮指針に基づいて、その建築物における環境配慮のために講じようとする措置を評価します。

大阪府では、環境配慮指針で規定している建築物の環境配慮の取組みを評価する手法として、「大阪府建築物環境配慮評価システム」を策定しました。これは、地球温暖化やヒートアイランド対策を重点的に評価する「大阪府の重点評価」と、建築物の総合的な環境配慮の取組みを評価する建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)から成り立っています。評価は、原則として、この大阪府建築物環境配慮評価システムによって実施します。

大阪府環境審議会温暖化対策部会において、「大阪府の重点評価」の評価項目をCO₂削減、みどり・ヒートアイランド対策、建物の断熱性、エネルギー削減、自然エネルギーの直接利用の5項目とし、平成30年4月1日以降の建築物環境計画書の「大阪府の重点評価」について評価することとしました。また、参考項目として、再生可能エネルギー利用設備の導入状況や先進的な技術の導入などの記述項目を設け、顕彰の際や他の建築物の参考資料などとして活用することとしています。

建築物総合環境性能評価システム(CASBEE: Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency)は、国土交通省の支援の下に組織されたJSBC(日本サステナブル・ビルディング・コンソーシアム)(事務局:一般財団法人建築環境・省エネルギー機構(IBEK))が開発した建築物の総合的な環境配慮の取組みを評価するシステムで、これにより、建築物の全般的な環境配慮の状況进行评估します。



○対象建築物と使用する評価ソフトの組み合わせパターン

対象建築物		建築物環境計画書等の届出		使用する評価ソフト	
		義務	根拠	使用するCASBEE	大阪府の重点評価
新築・増改築建築物	2,000㎡以上	義務	条例	CASBEE-建築(新築)	○
	300㎡以上 2,000㎡未満	任意	要綱	使用しない	○
				CASBEE-建築(新築)	○
既存建築物	300㎡以上	任意	要綱	使用しない	○
				CASBEE-建築(既存)	○

○大阪府建築物環境評価システム2018年版(平成30年4月1日から運用)

平成30年4月1日以降、特定建築物の新築・増改築に伴う建築物環境計画書の届出を行う場合は、原則として「CASBEE-建築(新築)2016年版」を使用し、「大阪府の重点評価2018年版」と併せて評価を行ってください。また、平成25年省エネ基準以前の基準(以下「旧省エネ基準等」といいます。)に基づき算定した場合は、旧省エネ基準等に対応した「CASBEE-建築(新築)2014年版」、「CASBEE新築(簡易版)2010年追補版(BPI/BEI対応)」あるいは「CASBEE新築(簡易版)2010年版」を使用してください。

10 建築物の環境配慮制度マニュアル

建築物の環境配慮制度

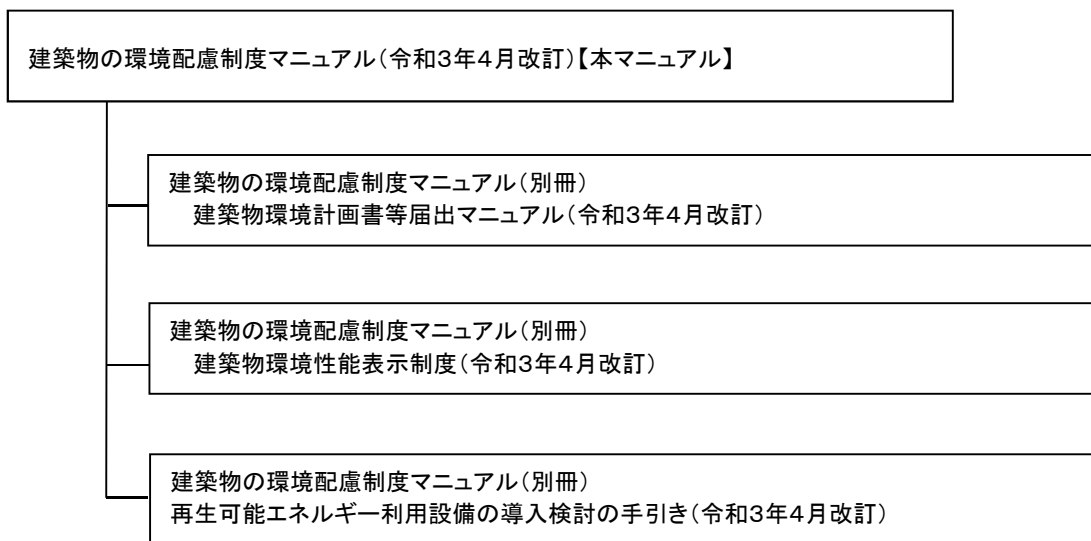
■ 根拠法令等

- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例(平成17年10月大阪府条例第100号 一部改正)
- ・大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則(平成18年3月31日規則第84号 一部改正)
- ・建築物環境配慮指針(平成18年3月制定 一部改正)
- ・建築物環境性能表示基準(平成24年6月制定 一部改正)
- ・建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱(平成22年10月制定 一部改正)
- ・建築物の環境配慮のための適切な措置に関する要綱事務取扱要領(平成22年10月制定 一部改正)
- ・建築物環境配慮指針に基づくエネルギー消費量の実績等の報告に関する要領(平成19年11月制定 一部改正)

■ マニュアルの構成

建築物環境配慮制度に関するマニュアルは、下表のとおり構成されています。

なお、CASBEE評価ソフト及びマニュアルについては、大阪府ホームページからダウンロードできます。



5. 大阪府の重点評価について

(1)大阪府の重点評価の概要について

①地球温暖化・ヒートアイランド対策として、省エネルギー対策・緑化・建築物表面及び敷地の高温化抑制について評価します。

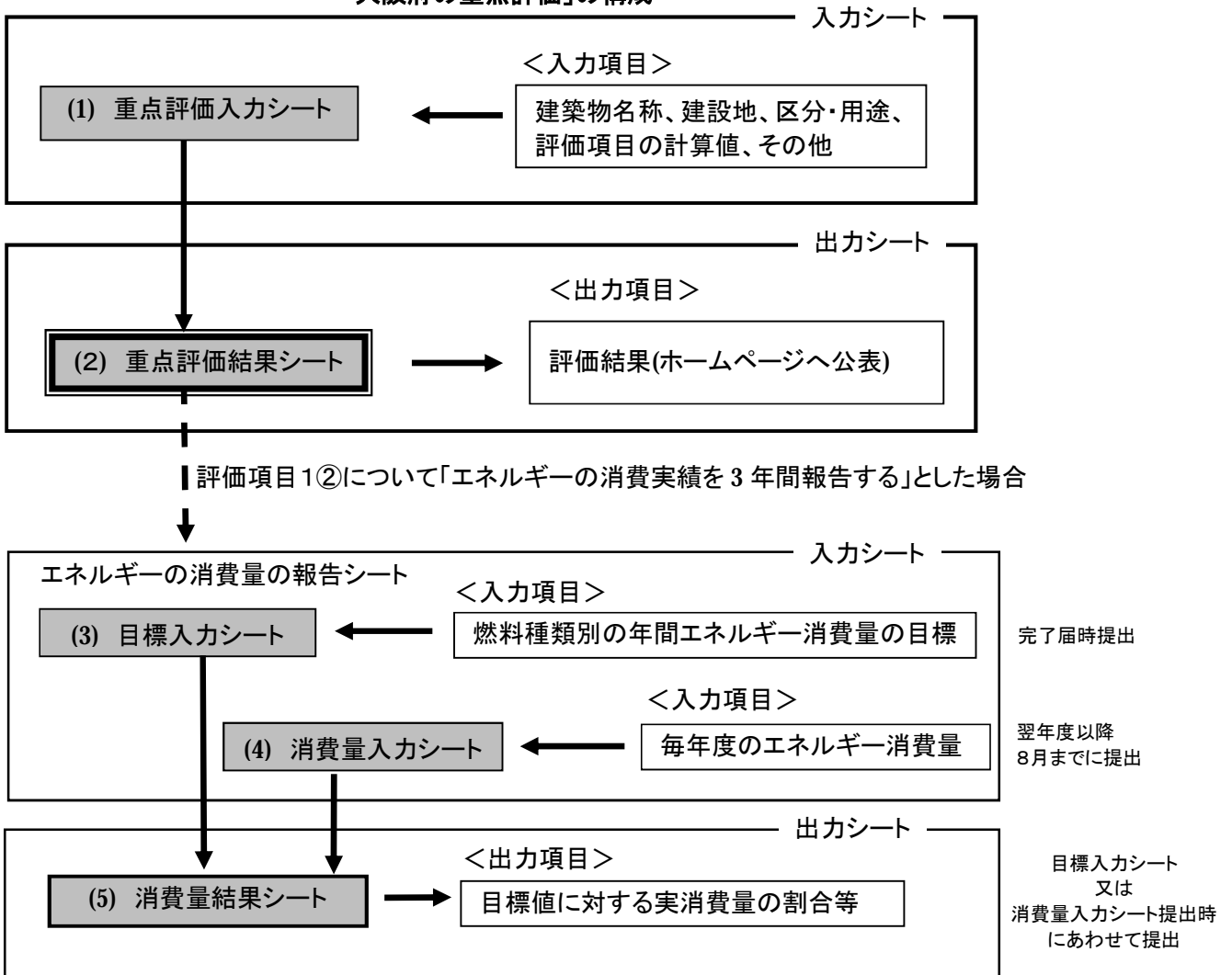
■評価項目は、非住宅及び集合住宅により分類されます。

■評価項目が「評価項目の解説」に示す一定の基準を満足した場合に、優良な取組みとして5段階で評価します。

②「参考項目」として、先進的な技術の導入などの記述項目を設け、顕彰の際や他の建築物への参考資料などとして活用します。

③「大阪府の重点評価」は、「CASBEE-建築(新築)」の結果とともに公表します。

「大阪府の重点評価」の構成



(2)大阪府の重点評価シートの評価入力方法について

①大阪府の重点評価入力シートに入力すると自動的に「評価結果シート」に評価結果が表示されます。

なお、入力項目については、次ページのCASBEEスコアシートA~Gを参照してください。

※用途が工場等の場合は、評価項目が評価対象外となる場合があるため、重点評価入力シートへ「0(ゼロ)」を入力してください。

・建物名称、建設地を記入してください。
※建築物環境計画書の名称と整合させてください。
(CASBEE入力も同様)

・建築物における用途ごとの延べ面積を入力してください。

・CASBEE スコアシート A.B.G 参照
Q3-1 生物環境の保全と創出
Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上
LR3-2.2 温熱環境悪化の改善
以上の3項目の評価結果を入力してください。

・CASBEE スコアシート C 参照
LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制
の評価結果を記入してください。

・CASBEE スコアシートD参照
LR1-2 自然エネルギーの利用
の評価結果を記入してください。

・主用途が学校(小中高)・集合住宅の評価3以上又は、その他の用途で評価4以上の場合は「○」、それ以外は「-」と評価欄に表示されます。

・再生可能エネルギー利用設備の導入状況
該当する再生可能エネルギー利用設備の種類に「○」を入力してください。
※条例により検討対象とした太陽光発電設備など6種類以外の設備を導入する場合は、設備名称を直接記入の上、「○」を入力してください。

大阪府建築物環境配慮評価システム
大阪府の重点評価入力シート
Osaka-fu-新築 - 現在 2018V1.0

受付番号 R0-0000

【建物名称・建設地】
建物名称 ○○住宅新築工事
建設地 ○○市○○町○○1-1-1

CASBEE総合評価 A
CASBEE評価値 1.5

用途別面積	用途名	面積	単位
■用途1(主用途)	集合住宅	5000.0	m ²
■用途2	用途名		m ²
■用途3	用途名		m ²
■用途4	用途名		m ²
■建物全体	計	5000.00	m ²

【評価項目】

項目	評価項目	入力内容	評価
1) CO2削減率	CASBEE「LR3-1」のスコアによる評価	4.0	4
2) 生物環境の保全と創出 ヒートアイランド対策	CASBEE「Q3-1」のスコアによる評価	4.0	4
	CASBEE「Q3-2」のスコアによる評価	4.0	
	CASBEE「LR3-2.2」のスコアによる評価	4.0	
3) 建物外皮の熱負荷抑制	CASBEE「LR1-1」のスコアによる評価	4.0	4
4) 設備システムの効率化	CASBEE「LR1-3」のスコアによる評価	4.0	4
5) 自然エネルギー削減	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価	4.0	○
エネルギー消費の実績削減に努める	エネルギー消費量の実績を3年間報告する。	報告しない	報告しない

再生可能エネルギー利用設備の導入状況				その他先進的技術の導入	
種類	有無	種類	有無	技術の名称	考慮事項
太陽光発電	○	地熱	-		
太陽熱利用	-	バイオマス	-		
風力	-				
水力	-				

特に配慮した事項

・受付番号は、届出時までは空欄としてください。

・CASBEE 評価結果シート 2-1 建築物の環境効率 (BEE 値) を記入してください

・CASBEE スコアシートF参照 LR3-1 地球温暖化への配慮による評価結果を記入してください。

・CASBEE スコアシートE参照 LR1-3 設備システムの高効率化の評価結果を記入してください。

・エネルギー消費量の報告を行う場合は、「報告する」。行わない場合は、「報告しない」を選択してください。
ただし、集合住宅については、評価対象外です。
※エネルギー消費量の報告については、「第3章 エネルギー消費量の報告」を参照のこと

① 先進的な技術の導入
「建築物の環境配慮技術手引き」に掲載されている技術等の先進的な取り組みについて、なぜそれが採り入れられたのか、どのような工夫がされているのか等を記述します。
(例)
・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備が設置されている。

色欄について、プルダウンメニューから選択、または数値・コメントを記入のこと

② 特に配慮した事項
上記以外で、地球温暖化・ヒートアイランド対策として特に配慮した事項を記述します。
(例) ・大規模な自然エネルギー施設を導入する。(施設の規模)

②大阪府の重点評価入力シートに以下のA~Gの項目の評価値を入力してください。

CASBEEスコアシート

スコアシートの項目

- A 生物環境の保全と創出
- B 敷地内温熱環境の向上
- C 建物外皮の熱負荷抑制
- D 自然エネルギーの利用
- E 設備システムの高効率化

F 地球温暖化への配慮

G 温熱環境悪化の改善

2.4 信頼性			3.0	0.20	-	-	
1 空調・換気設備			3.0	0.20	-	-	
2 給排水・衛生設備			3.0	0.20	-	-	
3 電気設備			3.0	0.20	-	-	
4 機械・配管支持方法			3.0	0.20	-	-	
5 通信・情報設備			3.0	0.20	-	-	
3 対応性・更新性			3.0	0.30	-	-	3.0
3.1 空間のゆとり			3.0	0.30	-	-	
1 階高のゆとり			3.0	0.60	3.0	-	
2 空間の形状・自由さ			3.0	0.40	3.0	-	
3.2 荷重のゆとり			3.0	0.30	3.0	-	
3.3 設備の更新性			3.0	0.40	-	-	
1 空調配管の更新性			3.0	0.20	-	-	
2 給排水管の更新性			3.0	0.20	-	-	
3 電気配線の更新性			3.0	0.10	-	-	
4 通信配線の更新性			3.0	0.10	-	-	
5 設備機器の更新性			3.0	0.20	-	-	
6 バックアップスペースの確保			3.0	0.20	-	-	
Q3 室外環境(敷地内)			-	0.30	-	-	3.4
1 生物環境の保全と創出	ビオトープ	A	4.0	0.30	-	-	4.0
2 まちなみ・景観への配慮			3.0	0.40	-	-	3.0
3 地域性・アメニティへの配慮			3.5	0.30	-	-	3.5
3.1 地域性への配慮 快適性の向上			3.0	0.50	-	-	
3.2 敷地内温熱環境の向上	敷地内緑化	B	4.0	0.50	-	-	
LR 建築物の環境負荷低減性			-	-	-	-	3.6
LR1 エネルギー			-	0.40	-	-	4.0
1 建物外皮の熱負荷抑制		C	4.1	0.20	-	-	4.1
2 自然エネルギー利用	利用量20MJ/m ² 年、ライトシェル、自然通風	D	5.0	0.10	-	-	5.0
3 設備システムの高効率化	BEI[BEI _m] = 0.74	E	3.6	0.50	-	-	3.6
4 効率的運用			4.5	0.20	-	-	4.5
集合住宅以外の評価			4.5	1.00	-	-	
4.1 モニタリング	BEMS採用		5.0	0.50	-	-	
4.2 運用管理体制	エネルギー分析の実施		4.0	0.50	-	-	
集合住宅の評価			-	-	-	-	
4.1 モニタリング			3.0	-	-	-	
4.2 運用管理体制			3.0	-	-	-	
LR2 資源・マテリアル			-	0.30	-	-	3.3
1 水資源保護			3.4	0.20	-	-	3.4
1.1 節水			3.0	0.40	-	-	
1.2 雨水利用・雑排水等の利用			3.7	0.60	-	-	
1 雨水利用システム導入の有無	雨水利用設備		4.0	0.70	-	-	
2 雑排水等利用システム導入の有無			3.0	0.30	-	-	
2 非再生性資源の使用量削減			3.4	0.60	-	-	3.4
2.1 材料使用量の削減			3.0	0.10	-	-	
2.2 既存建築躯体等の継続使用			3.0	0.20	-	-	
2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用	高炉セメント使用		5.0	0.20	-	-	
2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用	-		3.0	0.20	-	-	
2.5 持続可能な森林から産出された木材			3.0	0.10	-	-	
2.6 部材の再利用可能性向上への取組み			3.0	0.20	-	-	
3 汚染物質含有材料の使用回避			3.2	0.20	-	-	3.2
3.1 有害物質を含まない材料の使用			3.0	0.30	-	-	
3.2 フロン・ハロンの回避			3.3	0.70	-	-	
1 消火剤			4.0	0.33	-	-	
2 発泡剤(断熱材等)			3.0	0.33	-	-	
3 冷媒			3.0	0.33	-	-	
LR3 敷地外環境			-	0.30	-	-	3.4
1 地球温暖化への配慮	積極的な省エネルギー対策、高炉セメント採用	F	3.9	0.33	-	-	3.9
2 地域環境への配慮			3.5	0.33	-	-	3.5
2.1 大気汚染防止			3.0	0.25	-	-	
2.2 温熱環境悪化の改善	敷地内緑化	G	4.0	0.50	-	-	
2.3 地域インフラへの負荷抑制			3.0	0.25	-	-	
1 雨水排水負荷低減			3.0	0.25	-	-	
2 汚水処理負荷抑制			3.0	0.25	-	-	
3 交通負荷抑制			3.0	0.25	-	-	
4 廃棄物処理負荷抑制			3.0	0.25	-	-	
3 周辺環境への配慮			3.0	0.33	-	-	3.0
3.1 騒音・振動・悪臭の防止			3.0	0.40	-	-	
1 騒音			3.0	0.33	-	-	
2 振動			3.0	0.33	-	-	
3 悪臭			3.0	0.33	-	-	
3.2 風害、砂塵、日照障害の抑制			3.0	0.40	-	-	
1 風害の抑制			3.0	0.70	-	-	
2 砂塵の抑制			3.0	-	-	-	
3 日照障害の抑制			3.0	0.30	-	-	
3.3 光害の抑制			3.0	0.20	-	-	
1 屋外照明及び屋内照明のうら外に漏れる光への対策			3.0	0.70	-	-	
2 屋外の建物外壁による反射光(グレア)への対策			3.0	0.30	-	-	

(3) 評価結果表示シート

③大阪府の重点評価(結果)について以下のとおりとなります。なお、このシートがホームページで公表されます。

大阪府建築物環境配慮評価システム 2018年版		受付番号		R0-0000					
大阪府の重点評価(結果)		Osakafo-評価・既存 2018V1.0							
【建物概要】	建物名称	〇〇住宅新築工事							
	建設地	〇〇市〇〇町〇〇1-1-1							
	用途/区分	集合住宅							
【評価結果】	CASBEE 総合評価	★★★★★		A					
①	CO2削減	★★★★★		4					
②	みどり・ヒート アイランド対策	★★★★★		4					
③	建物の断熱性	★★★★★		4					
④	エネルギー削減	★★★★★		4					
⑤	自然エネルギー直接利用			○					
	再生可能エネルギー 利用施設の導入状況	太陽光発電	○	風力	—	地熱	—	—	—
		太陽熱利用	—	水力	—	バイオマス	—	—	—
エネルギー消費量の報告							対象外		
【評価項目】									
	項目	評価内容				スコア	評価		
①	CO2削減	CASBEE「LR3-1」のスコアによる評価				4.0	4		
②	みどり・ヒートアイランド対策								
	生物環境の保全と創出	CASBEE「Q3-1」のスコアによる評価				4.0	4		
	敷地内暑熱環境の向上	CASBEE「Q3-3_2」のスコアによる評価				4.0			
	温熱環境悪化の改善	CASBEE「LR3-2_2」のスコアによる評価				4.0			
③	建物外皮の熱負荷抑制	CASBEE「LR1-1」のスコアによる評価				4.0	4		
④	設備システムの高効率化	CASBEE「LR1-3」のスコアによる評価				4.0	4		
⑤	自然エネルギー利用	CASBEE「LR1-2」のスコアによる評価				4.0	○		
	エネルギー消費の実態把握に努める	エネルギー消費量の実績を3年間報告する。					報告する 検査しない		
その他									
		採択の名称			考慮事項				
	先進的技術の導入								
	特に配慮した事項								

※大阪府建築物環境配慮評価システムのバージョンは、使用する CASBEE 評価ソフトのバージョンにより異なります。

(3) 「大阪府の重点評価」の評価項目

大阪府の重点評価については、「CASBEE- 建築(新築)」により評価を行っていただきました評価結果に基づき、大阪府において重点的に評価する取組みについて再評価を行っていただきます。評価方法は、各取組みのCASBEE評価点を重点評価シートに入力していただき評価することになります。

①CO2削減

地球温暖化対策への取組み度合いをライフサイクルCO2という指標を用いて評価します。算定方法は、「CASBEE- 建築(新築)」の「LR3 敷地外環境、1地球温暖化への配慮」による評価に従ってください。
「CASBEE- 建築(新築)」のスコアシート評価項目「LR3 敷地外環境、1地球温暖化への配慮」における評価点を「大阪府の重点評価」の入力シート評価項目「①CO2削減」に入力してください。

評価基準			
評価項目	CASBEE 評価点	重点評価	重点評価結果
CO2 削減	4.5以上	評価5	★★★★★
	3.5以上4.5未満	評価4	★★★★☆
	2.5以上3.5未満	評価3	★★★☆☆
	1.5以上2.5未満	評価2	★★★☆☆
	1.5未満	評価1	★★★☆☆

②みどり・ヒートアイランド対策

建物における緑の量及び質等に基づき評価を行います。また、温熱環境悪化の改善としてヒートアイランド化の抑制対策など敷地外の熱負荷の低減に資する取組みについて評価を行います。算定方法は、「CASBEE- 建築(新築)」の「Q3-1 生物環境の保全と創出」「Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上」「LR3-2.2 温熱環境悪化の改善」による評価に従ってください。
「CASBEE- 建築(新築)」のスコアシート評価項目「Q3-1 生物環境の保全と創出」、「Q3-3.2 敷地内温熱環境の向上」、「LR3-2.2 温熱環境悪化の改善」における評価点を「大阪府の重点評価」の入力シート評価項目「②みどり・ヒートアイランド対策」に入力してください。

評価基準			
評価項目	CASBEE 評価点	重点評価	重点評価結果
みどり・ヒートアイランド対策	4.5以上	評価5	★★★★★
	3.5以上4.5未満	評価4	★★★★☆
	2.5以上3.5未満	評価3	★★★☆☆
	1.5以上2.5未満	評価2	★★★☆☆
	1.5未満	評価1	★★★☆☆

③建物の断熱性

建物の外皮の熱負荷抑制について評価を行います。
「CASBEE- 建築(新築)」のスコアシート評価項目「LR1-1 建物外皮の熱負荷抑制」における評価点を「大阪府の重点評価」の入力シート評価項目「③建物外皮の熱負荷抑制」に入力してください。

評価基準			
評価項目	CASBEE 評価点	重点評価	重点評価結果
建物の断熱性	4.5以上	評価5	★★★★★
	3.5以上4.5未満	評価4	★★★★☆
	2.5以上3.5未満	評価3	★★★☆☆
	1.5以上2.5未満	評価2	★★★☆☆
	1.5未満	評価1	★★★☆☆

④エネルギー削減

設備システムの効率化について評価を行います。

「CASBEE-建築(新築)」のスコアシート評価項目「LR1-3 設備システムの効率化」における評価点を「大阪府の重点評価」の入力シート評価項目「④設備システムの高効率化」に入力してください。

評価基準			
評価項目	CASBEE 評価点	重点評価	重点評価結果
エネルギー削減	4.5以上	評価5	★★★★★
	3.5以上4.5未満	評価4	★★★★☆
	2.5以上3.5未満	評価3	★★★☆☆
	1.5以上2.5未満	評価2	★★★☆☆
	1.5未満	評価1	★★★☆☆

⑤自然エネルギー直接利用

自然エネルギーの直接利用について評価を行います。なお、用途(主用途)の部分で利用している場合のみ評価対象とします。

「CASBEE-建築(新築)」のスコアシート評価項目「LR1-2 自然エネルギー利用」における評価点を「大阪府の重点評価」の入力シート評価項目「⑤自然エネルギー利用」に入力してください。

評価基準		
評価項目	CASBEE評価点	重点評価結果
自然エネルギー直接利用	○学校(小中高)・集合住宅の評価3以上 ○上記以外の用途で、評価4以上	○
	○学校(小中高)・集合住宅の評価2以下 ○上記以外の用途で、評価3以下	—

※上記(1)～(4)の評価項目について、用途が工場等の場合、評価対象外となる場合があるため、重点評価入力シートへ「0(ゼロ)」を入力してください。詳しくは、大阪府までお問い合わせください。

○エネルギー消費量の報告

エネルギー消費量の目標の設定及び3年間の実績の報告について評価します。※報告の方法等については、「エネルギー消費量の報告(P.17)」参照

評価基準
報告する

参考項目

記述内容については、個別の評価は実施ませんが、「おおさか環境にやさしい建築賞」(に定める顕彰、特に環境配慮の取り組み等の優れた建築物を表彰)の実施に際して、参考とします。

①先進的な技術の導入

「建築物の環境配慮技術手引き」に掲載されている技術などの先進的な取り組みについて、なぜそれが採り入れられたのか、どのような工夫がされているのかなどを記述します。
(例) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備が設置されている。

②特に配慮した事項

上記以外で、地球温暖化・ヒートアイランド対策として特に配慮した事項を記述します。
(例) 大規模な自然エネルギー施設を導入(施設の規模)・地域冷暖房を導入等

(4)エネルギー消費実績の報告について

報告は、「建築物環境配慮指針に基づくエネルギー消費量の実績等の報告に関する要領」に基づき、報告書(1部)を、大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課に提出してください。

①エネルギー消費量の目標の報告(要領第4条関係)

建築物環境計画書の届出の際に、「大阪府の重点評価」で「エネルギー消費量の実績を報告する」とした場合は、工事完了の届出(条例第20条に規定)までに「建築物エネルギー消費量の目標報告書」に次の事項を記入し、報告してください。

- 氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)、住所(法人の場合は、所在地)
- 建築物の名称及び所在地
- 工事完了年月日
- エネルギー消費量の目標

報告様式は、大阪府のホームページからダウンロードすることができます。記入例の下線部を参考に記入してください。

(建築物エネルギー消費量の目標報告書の添付図書)

添付図書	備考
「大阪府の重点評価」 ① 消費量結果表示シート ② 目標入力シート	建築物環境計画書の届出の際に添付した「大阪府の重点評価」に追加入力してください。 (新たに大阪府ホームページからダウンロードして作成しても結構です。) 注:(1)②の「目標入力シート」のみ入力してください。 (2)①の「消費量結果表示シート」には、その結果が自動的に表示されます。

※1 特定建築主に代わって、設計者等が報告を行う場合は、委任状を添付してください。

※2 目標入力シートへの入力は、「目標入力シートの入力方法(目標報告時)」を参考にしてください。

※3 上表の添付図書は、あわせて電子データ(Excel ファイル)による提出をお願いします。

電子データによる提出が困難な場合には、ご相談ください。

なお、届出の内容や記載方法等について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

目標入力シートの入力方法(目標報告時)

建築物の名称、建設地を入力してください。

大阪府建築物環境配慮評価システム
エネルギー消費量の目標(計画) Osakafu-新築・既存 2015V1.0

【建築物名称・建設地】 建築物名称 建設地

【エネルギー消費量の目標(計画)】 建築物使用開始年月: 平成 27 年 4 月
目標(計画)期間: 平成27年4月 ~ 平成30年3月

燃料ごとの年間消費量の目標を入力してください。

種類	種別	単位	熱量への換算係数		年間消費量	熱量換算(GJ)
			規定値	独自の数値*1		
電力		千kWh	9.76			
	(昼間)*2	千kWh	9.97			
	(夜間)*2	千kWh	9.28			
都市ガス	13A	千m ³	41.1			
LPG		t	50.2			
灯油		kL	36.7			
	A	kL	39.1			
重油	B,C	kL	41.7			
	冷水	GJ	1.36			
地域熱供給	温水	GJ	1.36			
	蒸気	GJ	1.36			
その他*3			-			
エネルギー消費量(GJ)						

熱量の換算係数に独自の値を使用するときは、使用する換算係数を入力の上、根拠となるデータを添付してください。

記載されている燃料以外の燃料を使用するときは、燃料名、単位、熱量への換算係数を入力してください。(熱量の換算係数は、別表シートを参考にしてください。)

空調床面積を入力してください。特記事項には、24時間空調を行うなど特に通常と異なる使用を行う場合に記入してください。

【関連項目】*4
空調床面積(m) 特記事項*5

燃料使用量が多い特定の用途がある場合は、その用途、使用燃料、定格燃料消費量などを記入し

用途	使用燃料	定格燃料消費量(1時間あたり)	特記事項*5
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

省エネの取り組みを具体的に記載してください。

目標達成のための取り組み(予定)

入力しないでください

【エネルギー消費量の目標(計画)の変更(1回目)】 変更の有無 変更なし
変更年月: 平成 年 4 月

種類	種別	単位	熱量への換算係数		年間消費量	熱量換算(GJ)
			規定値	独自の数値*1		
電力		千kWh	9.76			
	(昼間)*1	千kWh	9.97			
	(夜間)*1	千kWh	9.28			
都市ガス	13A	千m ³	41.1			
LPG		t	50.2			
灯油		kL	36.7			
	A	kL	39.1			
重油	B,C	kL	41.7			
	冷水	GJ	1.36			
地域熱供給	温水	GJ	1.36			
	蒸気	GJ	1.36			
その他			-			
エネルギー消費量(GJ)						
変更の理由	燃料変更のため					

②エネルギー消費量の目標変更の報告(要領第5条関係)

設備の更新や営業時間の変更など、やむを得ない事情により目標に変更が生じた場合は、目標変更の報告が必要です。(年度途中での当該年度の目標変更はできません。次年度の目標を報告していただくことになります。)

変更の内容が明確になった時点で、目標の変更と同様に、「建築物エネルギー消費量の目標変更報告書」に次の事項を記入し、報告してください。

- 氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)、住所(法人の場合は、所在地)
- 建築物の名称及び所在地
- エネルギー消費量の目標の変更内容
- エネルギー消費量の目標の変更の理由

報告様式は、大阪府のホームページからダウンロードすることができます。記入例の下線部を参考に記入してください。

注:目標の変更は、年度ごととしています。これは、目標が年度途中で変更されると、実績の評価が煩雑になることを避けるための措置です。ご理解をお願いします。

建築物エネルギー消費量の目標変更報告書の添付図書

I. 評価ソフト

添付図書	備考
「大阪府の重点評価」 ①消費量結果表示シート ②目標入力シート	建築物環境計画書の届出の際に添付した「大阪府の重点評価」に追加入力してください。 (新たに大阪府ホームページからダウンロードして作成しても結構です。) 注:(1)②の「目標入力シート」のみ入力してください。 (2)①の「消費量結果表示シート」には、その結果が自動的に表示されます。

※1 特定建築主に代わって、設計者等が報告を行う場合は、委任状を添付してください。

※2 目標入力シートへの入力は、「目標入力シートの入力方法(目標変更報告時)」を参考にしてください。

※3 上表の添付図書は、あわせて電子データ(Excel ファイル)による提出をお願いします。

電子データによる提出が困難な場合には、ご相談ください。

なお、届出の内容や記載方法等について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

目標入力シートの入力方法(目標変更報告時)

大阪府建築物環境配慮評価システム
エネルギー消費量の目標(計画) Osakafu-新築・既存 2015V1.0

【建物名称・建設地】 建物名称 _____ 建設地 _____

【エネルギー消費量の目標(計画)】 建築物使用開始年月: 平成 27 年 4 月
目標(計画)期間: 平成27年4月 ~ 平成30年3月

燃料			熱量への換算係数		年間消費量	熱量換算(GJ)
種類	種別	単位	規定値	独自の数値*1		
電力		千kWh	9.76			
	(昼間)*2	千kWh	9.97			
	(夜間)*2	千kWh	9.28			
都市ガス	13A	千m ³	41.1			
LPG		t	50.2			
灯油		kL	36.7			
重油	A	kL	39.1			
	B,C	kL	41.7			
地域熱供給	冷水	GJ	1.36			
	温水	GJ	1.36			
	蒸気	GJ	1.36			
その他*3			-			
			-			
			-			
エネルギー消費量(GJ)						

【関連項目】*4

空調床面積(m ²)	特記事項*5		

用途	使用燃料	定格燃料消費量 (1時間あたり)	特記事項*5
目標達成のための 取り組み(予定)			

当初に入力した
目標(計画)値
は、変更しないで
ください

目標の変更を行うときは、
変更有りを選択してください。

目標を変更するときは、
年度ごととし、変更開始
年度を入力してください。

変更する燃料の年間消費
量を入力してください。

その他の燃料を変更する
ときは、書き換えなくて、
追加記入し、使用しなくな
る燃料の年間使用量に
「0」を入力してください。

「燃料変更」、「営業時間
の変更」、「テナントの変
更」など変更理由を具体
的に記入してください。

【エネルギー消費量の目標(計画)の変更(1回目)】 変更の有無 **変更有**

目標(計画)期間: 平成28年4月 ~ 平成30年3月 変更年月: 平成 28 年 4 月

燃料			熱量への換算係数		年間消費量	熱量換算(GJ)
種類	種別	単位	規定値	独自の数値*1		
電力		千kWh	9.76			
	(昼間)*2	千kWh	9.97			
	(夜間)*1	千kWh	9.28			
都市ガス	13A	千m ³	41.1			
LPG		t	50.2			
灯油		kL	36.7			
重油	A	kL	39.1			
	B,C	kL	41.7			
地域熱供給	冷水	GJ	1.36			
	温水	GJ	1.36			
	蒸気	GJ	1.36			
その他			-			
			-			
			-			
エネルギー消費量(GJ)						

変更の理由: 燃料変更のため

③エネルギー消費量の実績の報告(要領第6条関係)

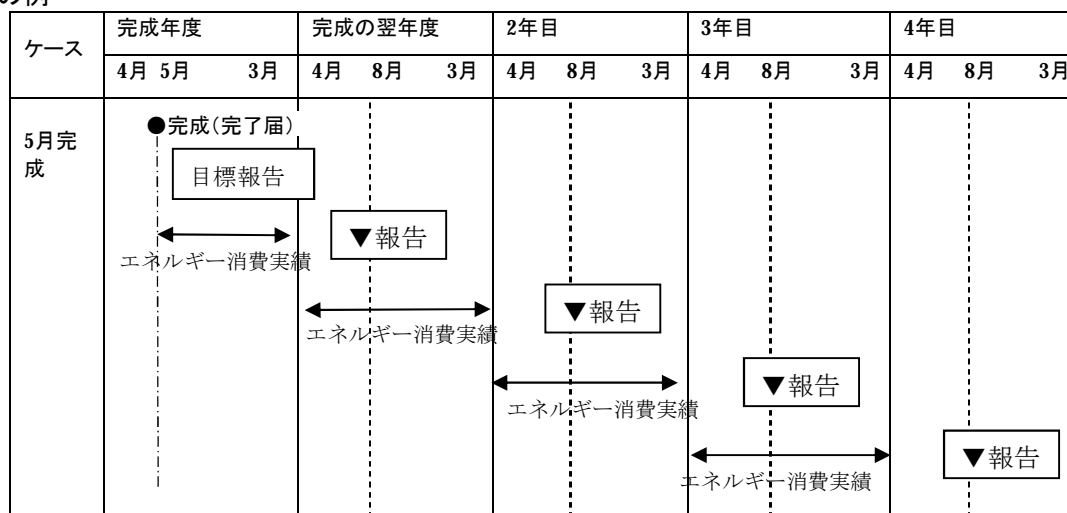
建築物環境計画書の届出の際に、「大阪府の重点評価」で「エネルギー消費量の実績を報告する」とした場合は、毎年度のエネルギー消費量の実績を次年度の8月末までに「建築物エネルギー消費量の実績報告書」に次の事項を記入し、報告してください。

- 氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)、住所(法人の場合は、所在地)
- 建築物の名称及び所在地
- 工事完了年月日
- エネルギー消費量の実績

報告様式は、大阪府のホームページからダウンロードすることができます。記入例の下線部を参考に記入してください。

注:エネルギー消費量実績の報告については、工事完了の3年後の年度末まで、当該年度(4月～翌年3月)の実績を翌年度の8月末までに行います。(工事完了の翌年度から3年間の報告に加え、参考として工事完了年度の実績も報告してください。)

(参考)報告時期の例



建築物エネルギー消費量の実績報告書の添付図書

I. 評価ソフト

添付図書	備考
「大阪府の重点評価」 ① 消費量結果表示シート ② 消費量入力シート(当該年度)	建築物環境計画書の届出の際に添付した「大阪府の重点評価」に追加入力してください。 (新たに大阪府ホームページからダウンロードして作成しても結構です。) 注:(1)②の「消費量入力シート」のみ入力してください。 (2)①の「消費量結果表示シート」には、その結果が自動的に表示されます。

- ※1 特定建築主に代わって、設計者等が報告を行う場合は、委任状を添付してください。
- ※2 消費量入力シートへの入力は、「消費量入力シートの入力方法(実績報告時)」を参考にしてください。
- ※3 上表の添付図書は、あわせて電子データ(Excel ファイル)による提出をお願いします。
電子データによる提出が困難な場合には、ご相談ください。
なお、届出の内容や記載方法等について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。

消費量入力シートの入力方法(実績報告時)

消費量は、月ごと、又は年間値のどちらかを入力してください。

建物の名称、建設地を入力してください。

大阪府建築物環境配慮評価システム
エネルギー消費量入力(1年目・工事完了年度) Osakafu-新築・既存 2015V1.0

【建物名称・建設地】 建物名称
建設地

【エネルギー消費量の実績(1年目)】
平成27年度(平成27年4月～平成28年3月)

燃料種類	種類	単位	熱量への換算係数		入力状況*2	月別消費量*1												年間消費量*1
			規定値	独自の数値*2		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
電力	(昼間)*3	千kWh	9.76															
	(夜間)*3	千kWh	9.97															
	(夜間)*3	千kWh	9.28															
都市ガス	13A	千m ³	41.1															
LPG		t	50.2															
灯油		kL	36.7															
	A	kL	39.1															
重油	B,C	kL	41.7															
		kL	41.7															
地域熱供給	冷水	GJ	1.36															
	温水	GJ	1.36															
	蒸気	GJ	1.36															
その他			-															
			-															
			-															

【関連項目】

エネルギー使用量の増減の理由*4 省エネルギーの取り組み内容*4

*1 月別消費量又は年間消費量のいずれか一方を入力してください。月別消費量を入力した場合の年間消費量は、結果シートに表示されます。
 *2 目標(計画)設定したエネルギーで消費実績が「0」又は入力がない場合は、「入力状況欄」に「実績値が「0」又は入力されていません。」と表示されます。これは、入力漏れを防止するための表示ですので、消費実績がない場合は、そのまま結構です。
 *3 昼夜別算電を行う場合には、昼夜別の電力使用量により計算することができます。(昼間: 8時～22時、夜間: 22時～8時)
 *4 「猛暑による冷房需要の増加」、「エネルギー消費の少ないテナントに替わったため減少」など、具体的な理由を記載してください。
 *5 「昼休み消灯」、「空調設定温度の冷房28℃、暖房20℃の徹底」など、具体的な取り組みを記載してください。

「猛暑のため増加」、「営業時間延長のため増加」など特に変動の理由がある場合は、具体的に記入してください。

当該年度の省エネルギーの取り組みを具体的に記入してください。

注: 目標報告時に目標設定していない燃料を使用した場合は、目標入力シートに「燃料名」、「単位」、「熱量への換算係数」を入力してください。ただし、燃料消費量の目標値は、入力しないでください。

消費量結果表示シート

【表示内容】

大阪府建築物環境配慮評価システム
エネルギー消費量実績報告(結果) Osakafu-新築・既存 2015V1.0

(1)建築物名称等

【建物名称・建設地】 建物名称
建設地

(2)各年度の目標・実績

【エネルギー消費量の実績】
実績報告対象期間:平成27年4月～平成30年3月

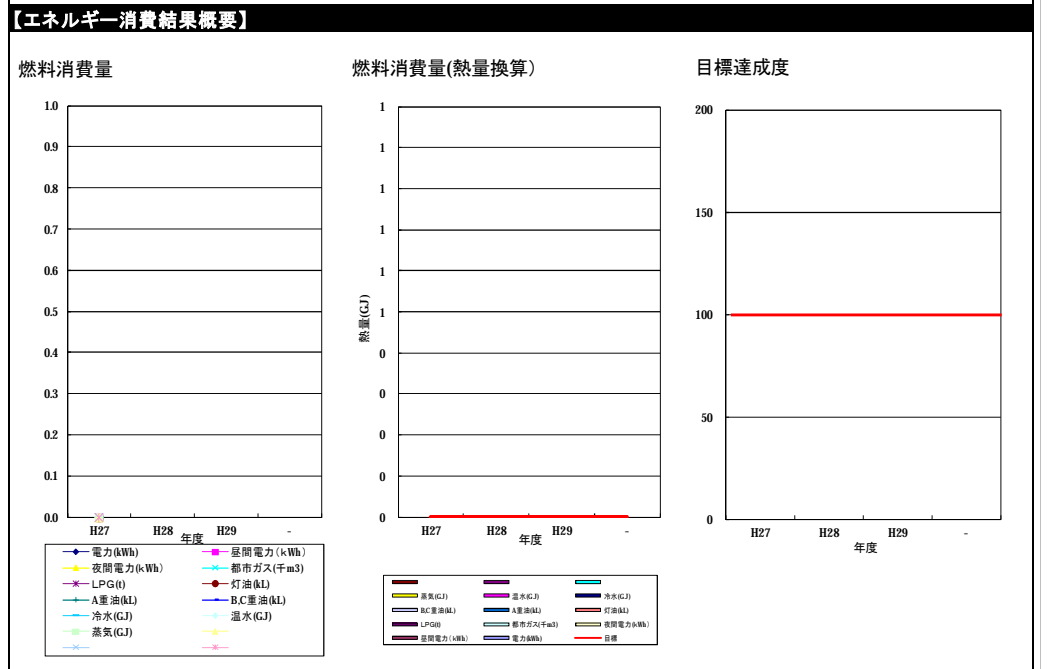
燃料	種類・種別	単位	熱量への換算係数	平成27年4月～平成28年3月			平成28年4月～平成29年3月			平成29年4月～平成30年3月			目標	実績	実績/目標 (%)
				目標	実績	実績/目標 (%)	目標	実績	実績/目標 (%)	目標	実績	実績/目標 (%)			
電力		千kWh	9.76												
	(昼間)	千kWh	9.97												
	(夜間)	千kWh	9.28												
都市ガス(13A)		千m ³	41.1												
LPG		t	50.2												
灯油		kL	36.7												
重油	A	kL	39.1												
	B,C	kL	41.7												
地域熱供給	冷水	GJ	1.36												
	温水	GJ	1.36												
	蒸気	GJ	1.36												
			-												
			-												
			-												
エネルギー消費量(GJ)															

(3)目標の変更履歴

【目標(計画)の変更履歴】

変更年度	変更理由
平成28年4月	燃料変更のため

(4)燃料種類ごとの消費量
目標達成度(グラフ)



6. 建築物環境性能表示制度について

(1) 建築物環境性能表示制度の概要等

平成 22 年 10 月 15 日から計画書の自己評価結果の要旨を記載した建築物環境性能表示（以下「ラベル」といいます。）を広告等に任意で表示できる建築物環境性能表示制度を開始し、建築物の環境配慮の見える化を推し進めてきました。さらに、平成 24 年 7 月 1 日からはこれら制度のさらなる拡充を図るため、延べ面積 2,000 平方メートル以上で、当該建築物の販売等広告を行う際には、広告にラベルの表示を義務付けました。また、平成 30 年 4 月 1 日以降の計画書の届出された建築物については、工事現場の見やすい場所にラベルの表示を義務付けしました。

また、建築物の環境性能に関する情報を広く府民に知ってもらうため、ラベル（推奨）を届出者が独自で作成して頂き、現場及び広告に表示して頂くことを推奨しています。

(2) ラベルの表示（現場・広告）について

①現場に表示する場合（届出は不要です）

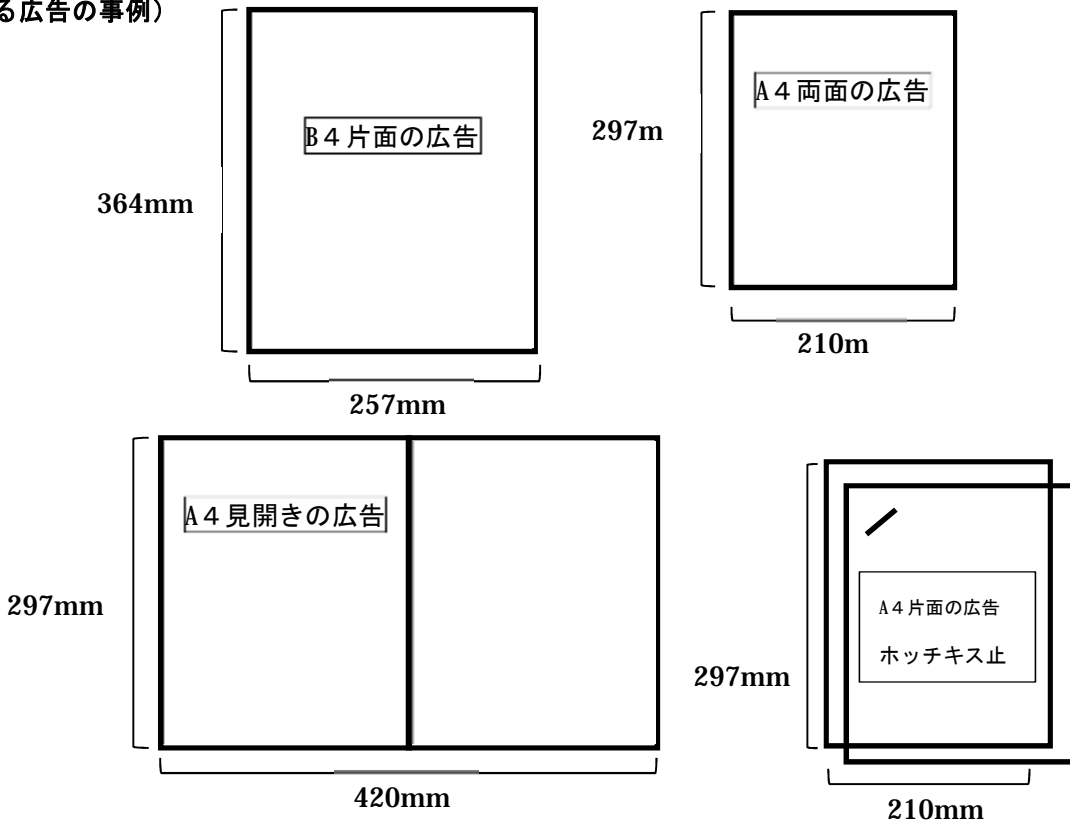
図 1 のラベル（義務）について、現場の見やすい場所（道路側等）に 1 箇所以上、必ず表示してください。なお、表示の届出の必要はありませんが、工事着手（仮囲い設置後）から工事完了までラベルの内容が破損、劣化等で見えにくくならないよう対策を講じてください。

②広告に表示する場合（届出が必要です）

広告に価格又は価格帯及び間取り図が表示される場合について、広告の面積が 62,370 平方ミリメートル（日本工業規格 A 列 4 番相当（210mm×297mm））を超えるものについて、図 1 のラベル（義務）の表示が必要です。（※）

○対象となる広告：新聞紙に掲載される広告、雑誌に掲載される広告、新聞へ折り込みその他の方法より配布されるチラシ、ビラ、パンフレット、小冊子等

（対象となる広告の事例）





(図1) ラベル(義務)



(図2) 推奨するラベル

○図2の推奨するラベルの記入例について記載内容は、下記の項目(1つ以上)です。

・エネルギー削減率

「建築物の省エネ性能表示のガイドラインについて」(平成28年国土交通省告示第489号)

※非住宅の場合は、<https://www2.hyoukakyokai.or.jp/bels/santei/> から作成できます。

・導入される環境配慮などの取組項目(自由記載)

屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ、緑陰、二重サッシ、複層ガラス、真空ガラス、LED、BEMS、雨水利用、節水型機器、ライトシェルフ、自然換気システム、クールチューブ、耐震性1.25倍、免震、制震、かまどベンチ、マンホールトイレ、電気自動車スタンドなど

(留意事項)

・図1のラベル(義務)については、届出の際に持参されたラベル又は、副本返却後、府ホームページで公表するラベル(定期的にHPは更新しますが、公表時期についてはお問い合わせください)のいずれかを使用してください。

なお、届出の際に持参されたラベルで現場に表示されている場合、府ホームページで公表された内容が異なる場合は、府ホームページで公表されたラベルに差し替えて、現場にラベルを表示してください。

・建築物環境計画変更届出書を届出でた場合、副本返却後、府ホームページで公表されたラベルを使用してください。

・図2のラベル(推奨)については、届出者が独自で作成して頂きものとなりますが、工事現場への表示及び広告への表示についても推奨しています。

(3) ラベル表示が必要な期間

工事完了後3年間です。(②広告に表示する場合のみ適用)

(4) 建築物環境性能表示（ラベル）評価項目について

ラベルは、「大阪府の重点項目」評価ソフト（Excel ファイル）からダウンロードしてください。下表の項目、評価結果をソフトに入力して頂くと自動的にラベルが作成されます。

項目		評価結果	表示方法
総合評価	建築物環境性能効率（BEE） （CASBEE評価値）	S（BEE 値 3.0 以上）	★★★★★
		A（BEE 値 1.5 以上 3.0 未満）	★★★★☆
		B+（BEE 値 1.0 以上 1.5 未満）	★★★☆☆
		B-（BEE 値 0.5 以上 1.0 未満）	★★☆☆☆
		C（BEE 値 0.5 未満）	★☆☆☆☆
重点項目	CO2削減 ライフサイクルCO ₂ 排出率の削減 （LR3-1）	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
	みどり・ヒートアイランド対策 生物環境の保全と創出（Q3-1） 敷地内温熱環境の向上（Q3-3.2） 温熱環境悪化の改善（LR3-2.2）	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
	建物の断熱性 建物外皮の熱負荷抑制（LR1-1）	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
	エネルギー削減 設備システムの高効率化（LR1-3）	評価5	★★★★★
		評価4	★★★★☆
		評価3	★★★☆☆
		評価2	★★☆☆☆
		評価1	★☆☆☆☆
自然エネルギー直接利用 自然エネルギー利用（LR1-2）	直接利用有り 主用途が「学校（小中高）」・「集合住宅」で評価3 以上又は、その他の用途で、評価4以上の場合	★	
	直接利用無し 主用途が「学校（小中高）」・「集合住宅」の評価2 以下又は、その他の用途で、評価3以下の場合	☆	
評価項目	太陽光発電設備その他再生可能エネルギー利用設備	導入する場合	★
		導入しない場合	☆

(5) ラベルの様式について (フォント・色・大きさ等)

① ラベルの大きさ

現場ラベル表示 (義務・任意)	縦 17cm 以上、横 28cm 以上 (A4 版横サイズ程度) ※大阪府としては、A3 版を推奨しています。
広告ラベル表示	縦 37mm 以上、横 60mm 以上

② 大阪府建築物環境性能表示の文字は、次のとおりとします。

文字フォント	HGPゴシックE
--------	----------

③ 大阪府建築物環境性能表示の色は、次のとおりとします。カラーの場合 (4色分解による色指定)

ラベル全般	枠等基準部分 (緑) C: 78%, M 32%, Y: 84%,	星印 (枠線を含む) (黄) C: 0%, M 25%, Y: 100%,
	桜印 (枠線を含む) (桃) C: 0%, M 70%, Y: 20%,	未得点桜印 (薄黄) C: 0%, M 0%, Y: 20%, K: 0%
	黒文字 C: 0%, M 0%, Y: 0%, K: 100%	白文字 C: 0%, M 0%, Y: 0%, K: 0%
	青文字 C: 100%, M 85%, Y: 0%, K: 0%	
イラスト	01 C: 0%, M 50%, Y: 90%, K: 0%	02 C: 0%, M 50%, Y: 90%, K: 20%
	03 C: 40%, M 70%, Y: 100%, K: 30%	04 C: 10%, M 0%, Y: 0%, K: 30%
	05 C: 10%, M 0%, Y: 0%, K: 50%	06 C: 0%, M 10%, Y: 20%, K: 0%
	07 C: 0%, M 20%, Y: 20%, K: 0%	08 C: 10%, M 0%, Y: 0%, K: 80%
	09 C: 15%, M 98%, Y: 99%, K: 10%	10 C: 0%, M 60%, Y: 70%, K: 0%
	11 C: 0%, M 12%, Y: 19%, K: 5%	12 C: 45%, M 0%, Y: 0%, K: 0%
	13 C: 25%, M 0%, Y: 5%, K: 0%	14 C: 100%, M 85%, Y: 0%, K: 0%
	15 C: 0%, M 100%, Y: 100%, 0: %	16 C: 0%, M 10%, Y: 40%, K: 0%
	17 C: 0%, M 10%, Y: 40%, K: 10%	18 C: 0%, M 0%, Y: 0%, K: 100%

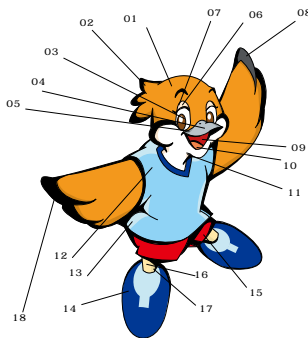


イラスト (もずやん)・表示ラベルの配色図

※表示ラベル・イラスト (もずやん) については、色の変更や変形を行わないこととします。表示を拡大・縮小する場合は、全体の比率 (縦横の割合、文字やイラスト・星・桜等の配置や大きさなどの比率) を変更しないでください。

7. 建築物の環境配慮技術手引き

大阪府では、建築主や設計者の皆様が、条例に基づき建築物の環境配慮を実施するにあたり、建築物の条件に応じた効果的な手法を選択できるよう、「建築物の環境配慮技術手引き」を取りまとめました。

建築物環境配慮指針の内容を踏まえ、建築物の環境配慮技術として、地球温暖化対策やヒートアイランド対策に関するものを中心に取り上げ、その概要や環境改善効果、活用事例、設計・施工の留意点などを、写真や図解を交えて分かりやすく記載しています。

また、環境配慮技術の建築物への導入事例や、既存建築物の改修事例についても具体的に紹介しています。

この手引きは、大阪府ホームページからダウンロードできます。

建築物の環境配慮に取り組む際には、ぜひご活用ください。

大阪府 環境配慮 検索



大阪府

住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 建築環境・設備グループ
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 TEL 06 (6210)9725

建築物の環境配慮に取り組む際には、ぜひご活用ください。
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/casbee_index.html/

大阪府 環境配慮

検索

